

相模原市監査委員公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年11月7日に実施した工事監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年12月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

1 監査対象工事

国道413号(仮称)横山トンネル道路改良工事

2 監査の日程

平成30年5月29日から同年11月7日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成30年11月30日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>本工事に係る請負契約(以下「本件契約」という。)については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条に規定する議会の議決に付さなければならない契約であり、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第32条において、議会の議決があったときに本契約書を取り交わす旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとされている。また、公印は官公庁及び公の機関において、その発する文書が真正であることを認証するため当該文書に押印する印鑑又はその印影をいい、相模原市公印規則(昭和53年相模原市規則第23号)において、公印を使用する際は、その公印を管守する所属に公印使用申請を行い、公印管守者等の承認を受ける手続(以下「公印使用承認」という。)が明確に定められている。</p> <p>本件契約に関する事務を調査したところ、契約書は市で通常使用している「統一契約書(頭書)」(以下「頭書」という。)が用いられており、当該頭書の当事者記名押印欄の前に「平成29年7月19日」の記載が、また、「工期欄</p>	<p>平成30年5月29日から同年11月7日にかけて実施された工事監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>議会の議決に付すべき工事に係る仮契約書への公印使用承認については、仮契約締結時には仮であるという認識から行わず、議決後の本契約締結時に行っていたものですが、仮契約締結時であっても公印を使用していたことを踏まえ、公印規則第8条の規定に基づき、仮契約においては決裁簿(兼)公印使用承認簿により公印使用承認を行うこととしました。また、事務マニュアルを訂正し、仮契約及び本契約の締結時にその都度、公印使用承認を行うことに改めました。</p> <p>今後につきましては、指摘を受けたことを重く受け止め、全所属職員に仮契約の締結及び公印を使用することの重要性を周知徹底し、再発防止に向け関係法令等の遵守や事務の適正執行に取り組んでまいります。</p> <p>【財務部契約課】</p>

の契約日(議決日)」として「平成29年9月29日」の記載があった。

加えて、当該頭書には4か所に、契約課において取り扱う契約に関する文書に限り使用される専用公印が押印されていたが、当該公印使用承認の記録を確認したところ、記録は平成29年9月29日の1回のみであり、4か所の押印は全て同日に行われたものと思料されることから、本件契約における仮契約の締結に係る手続が不明確であると言わざるを得ない。

今後は、公文書の真実性及び公信性を表す公印と、公印を使用する際の手続である公印使用承認の重要性について再認識するとともに、仮契約を締結する場合においても適正に公印使用承認を行い、押印時期を明確にするなど再発防止に取り組み、議会の議決に付すべき契約に関する事務の適正な執行を図られたい。

【財務部契約課】